京都スタジアム（仮称）検討特別委員会委員長報告

H29.6.26

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

第８号議案、財産の取得については、亀岡駅北土地区画整理事業地内における京都スタジアム（仮称）整備事業用地を、現在、仮契約を締結している地権者の方から取得することについて「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

審査では、用地に係る不動産鑑定評価書や公図等も参考にしつつ、主に、取得価格の根拠や鑑定評価額は適正なものであるのか等について、質疑がなされました。

採決に先立つ討論では、

・アユモドキ等の問題もあり、工事着手するのは時期尚早である。

との反対討論がありました。

一方、

・近郊地域の路線価等を勘案され、第三者による適正な鑑定評価をされている。

・今後も市民が抱える、様々な不安を取り除くよう、説明責任を果たすと市長が答弁されている。

等の賛成討論があり、

採決の結果、**賛成多数**をもって、**原案可決**すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、

・スタジアムが老朽化した場合等における対応についての取り決めを、亀岡市と京都府の間で明確にすること

・交通に係るシミュレーションを実施すること

以上２点を指摘要望するものであります。

以上、簡単でありますが、本委員会の報告といたします。

スタジアム建設用地を約20億円で取得へ

財産の取得
可決（賛成多数）

京都スタジアム（仮称）建設用地として、亀岡駅北土地区画整理事業地の約３．２ヘクタールを、亀岡市と京都府で共同取得するもの。予定価額の持ち分は、亀岡市と京都府の案分により左記のとおりとなる。

○予定価額

（亀岡市）

・約19億９７６４万円

スタジアム建設用地 位置図 挿入

（京都府）

・13億７０００万円

【反対討論】

○アユモドキの問題もあり、工事着手するのは時期尚早である。

【賛成討論】

○近郊地域の路線価等を勘案され、第三者による適正な鑑定評価をされている。

○今後も市民が抱える、様々な不安を取り除くよう、説明責任を果たすと市長が答弁されている。

【指摘要望事項】

・スタジアムが老朽化した場合などにおける対応についての取り決めを、亀岡市と京都府の間で明確にされたい。

・交通シミュレーションを実施されたい。

特別委員会の活動

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会は、６月８日、環境保全専門家会議の村上座長を招き、専門家会議で検討されてきた内容について説明を受けました。

これは、昨年４月に環境保全専門家会議座長がスタジアム建設予定地を、亀岡駅北土地区画整理事業地に変更するよう提言されたことから、詳細内容について、委員会として理解を深めるため、実施したものです。

特別委員会では、各委員から活発に質疑がなされ、村上座長から丁寧な説明がなされました。

【村上座長の主な説明】

・アユモドキなどの生息環境の保全とスタジアム整備を両立するため、生息環境への影響が軽微な場所への変更を提言した。

・京都・亀岡保津川公園の整備は、市民と行政が一緒になり、構想をつくることが重要である。